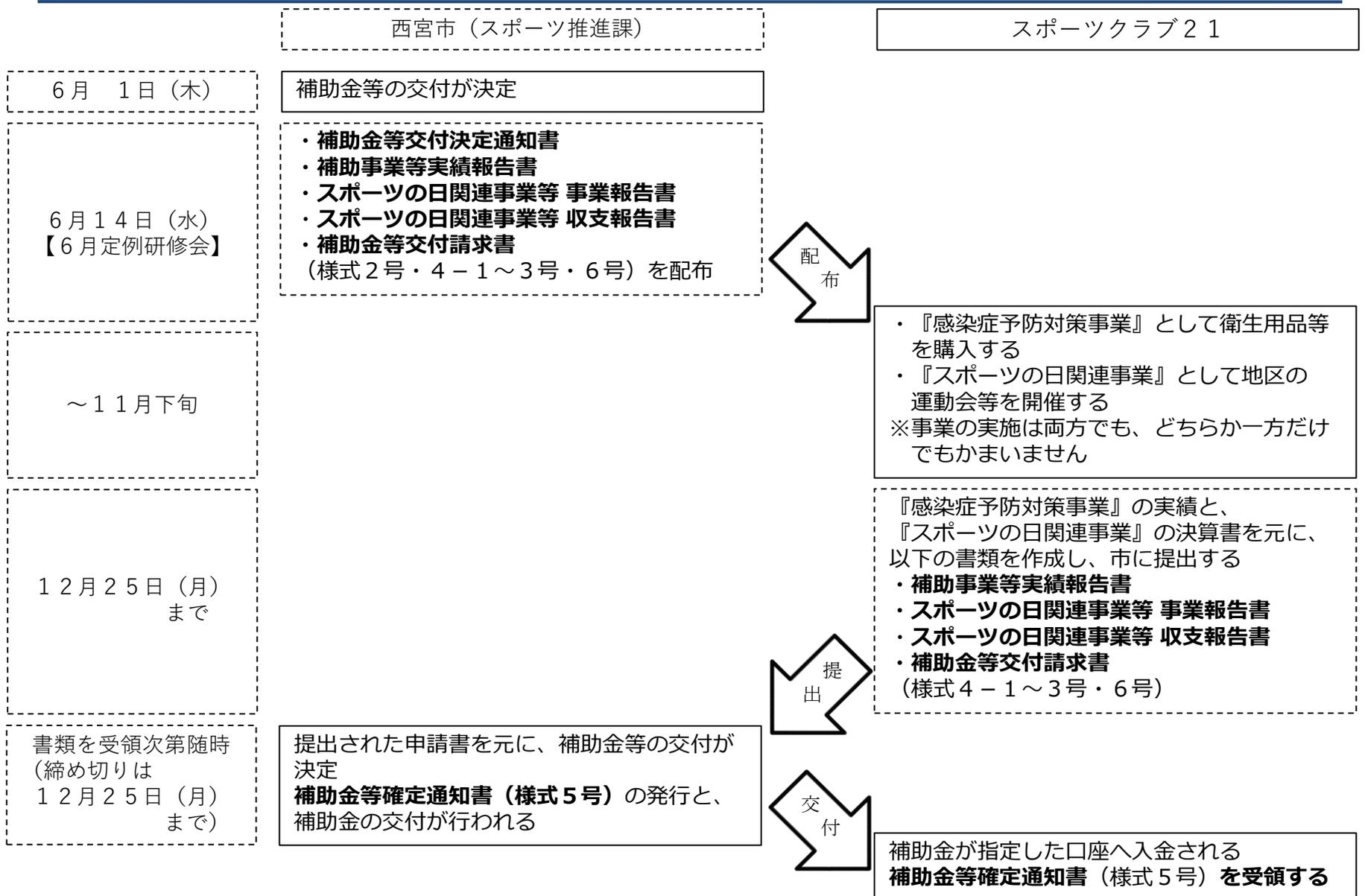

スポーツクラブ 21 補助金（事業補助）
実績報告書等提出の流れ及び記入見本について

スポーツ推進課
令和 5 年 6 月 14 日

【今後の手続きについて】（3ページの図も併せてご参照ください）

- ① 補助金等交付決定通知書（様式2号）、補助事業等実績報告書（様式4-1～3号）、補助金等交付請求書（様式6号）を、6月14日（水）のスポーツ推進委員定例研修会で配布しました。
- ② 『スポーツの日関連事業』を実施する場合は、実施後に補助事業等実績報告書（様式4-1～3号）へ事業名・実施日・参加人数・決算報告等を記載してください。
- ③ 『感染症予防対策事業』を実施する場合は、実施後に補助事業等実績報告書（様式4-1～3号）へ支出状況を記載し、合わせて『購入衛生用品一覧』を作成し、購入明細が分かるようにレシート等のコピーを『貼り付け台紙』に添付してください。なお、令和5年4月1日以降に購入した衛生用品が対象となります。
【注意】レシートは必ずコピーを添付し、原本は各地区にて保管してください。
- ④ 上記②・③のいずれか、または両方を記載した補助事業等実績報告書（様式4号）、及び補助金等交付請求書（様式6号）をスポーツ推進課へ12月25日（月）までに提出してください。なお補助金額は、『スポーツの日関連事業』と『感染症予防対策事業』の対象となる経費の合計を全額補助（ただし、上限は12万円）します。

2 今後のスケジュールについて



3 収入について（様式4－3号に記載が必要）

(1) 事業の収入について

『スポーツの日関連事業』及び『感染症予防対策事業』を実施した**決算額の収入**について、科目ごとに計上し、様式4－3号に記載してください。

なお、**「予算額」の欄には『市補助金』の科目に「120,000」のみ記載してください。**

(2) 事業の科目について

ア 市補助金

スポーツクラブ21補助金（事業補助）です。事業の補助対象経費の合計に対して、**最大で12万円**まで交付します。（合計金額が12万円に満たない場合は、合計金額と同額を交付します）

イ 自治会等地区協力金

自治会・PTA・青少年愛護協会・子ども会・老人会等の地域団体からの協力金や寄付金等です。

ウ 団体助成金

スポーツクラブ21補助金（事業補助）以外の、行政からの補助金です。

エ 広告収入

プログラムやパンフレットへの広告掲載にて得た収入です。

オ 寄付金

上記ア～エ以外の行政・団体・個人からの寄付金です。

カ 参加費

参加者から徴収する参加費です。

キ 雑収入

その他、売店での売り上げなどでの収入です。

ク 本会計より繰入れ

『スポーツの日関連事業』及び「感染症予防対策事業」を実施するのに不足した経費を、スポーツクラブ21の会計より補填した金額です。

4 支出について（様式4-2号・4-3号に記載が必要）【その1】

(1) 事業の支出について

『スポーツの日関連事業』及び『感染症予防対策事業』を実施した**決算額の支出**について、科目ごとに計上し、様式4-2号・4-3号に記載してください。

なお、『**感染症予防対策事業**』のみ予算を計上して補助金等交付申請を行った場合、「予算額」の欄には『**予防対策消耗品費**』の科目に「**120,000**」と記載してください。また、『スポーツの日関連事業』の予算を計上して補助金等交付申請を行った場合、補助金等交付申請時の予算額を記載してください。

(2) 補助の対象となる科目について

ア 会議費

会議・打ち合わせ等で発生した会議室の使用料や、お茶代が該当します。

イ 謝金

外部から招聘する、講師や団体（吹奏楽部等）に支払う謝金が該当します。

ウ 消耗品費（一部除く）

原則として、『**1品当たりの単価が税込価格5万円未満**』の物品の購入費用が該当します。参加賞・賞品・景品の購入費や、パン食い競争の「パン」といった事業運営に必要な食品も消耗品費に該当します。単価が5万円未満であればテーブル（@6000円）×10点＝60,000円での計上も可能です。但し、1点あたり税込価格5万円以上の物品は、補助金対象費用として計上できません。

エ 印刷費

案内状やプログラムを印刷するための費用（用紙代やインク代等）が該当します。

オ 通信費

案内状やお礼状を郵送するための切手代等が該当します。

カ 保険料

事業のために加入するイベント保険等の保険料が該当します。

キ 雑支出（一部除く）

上記に該当しない、銀行の振込手数料等が該当します。

4 支出について（様式4-2号・4-3号に記載が必要）【その2】

ク 予防対策消耗品費

『感染症予防対策事業』としてコロナの拡大予防のために購入する衛生用品等の費用が該当します。

衛生用品1点当たりの単価は税込み価格5万円未満に限ります。

(3) 補助の対象とならない科目について

ア 備品費

備品を購入する費用が該当します。

市が定める**備品とは、税込価格5万円以上かつ1年以上の耐用年数を見込む物品**を指します。

それ以外の物品（主に税込価格が5万円未満の物）の購入費用は、消耗品費として計上してください。

イ 食糧費

運動会当日のスタッフの昼食代、打ち合わせ会議で提供するお弁当代、事業終了後の懇親会費等が該当します。

ウ 雑支出（一部）

雑支出のうち、売店の仕入れにかかる費用は補助金の対象となりません。

エ 本会計へ繰入れ

収入が支出を上回った際に、本会計へ繰り入れる金額です。

5 補助事業等実績報告書（様式4-1号） の記入方法について 【その1】

様式4-1号

(規則第14条関係)

令和 年 月 日

令和5年度 補助事業等実績報告書

西宮市長 様

補助事業者	
所在地	西宮市河原町1-16
団体名称	スポーツクラブ21河原
職・代表者名	会長 西宮 太郎 (印)

令和5年6月1日付西ス推指令第24-0号により交付決定を受けたスポーツの日関連事業、及び感染症予防対策事業が完了しましたので、補助金等の取扱いに関する規則第14条の規定により、その実績を報告します。

1 補助金等の名称	スポーツクラブ21補助金（事業補助）
2 補助金等交付決定額	金 120,000 円
3 補助金等交付済額	金 0 円
4 補助事業等の経過及び内容	別添「令和5年度スポーツの日関連事業等 事業報告書」による
5 事業費	別添「令和5年度スポーツの日関連事業等 収支報告書」による
6 添付書類	①令和5年度スポーツの日関連事業等 事業報告書 ②令和5年度スポーツの日関連事業等 収支報告書 ③その他市長が必要と認める書類

・所在地、
・スポーツクラブ21名、
・代表職名、
・代表者名

それぞれをご確認の上、
**スポーツクラブ21の
会長印**を押印願います。

5 補助事業等実績報告書（様式4-2号） の記入方法について 【その2】

様式4-2号

令和5年度 スポーツの日関連事業等 事業報告書

1 スポーツの日関連事業

- (1) 事業名 **●●地区ミニスポーツ大会**
- (2) 開催日 **令和5年10月 22日 (日)**
- (3) 開催場所 **●●小学校 運動場**
- (4) 予定参加人数 **50** 人
- (5) 補助対象経費一覧

『スポーツの日関連事業』を**実施した**場合は、こちらの各項目の記載をお願いします。

科目	予算額	決算額	摘要
会議費		4,400	会議用お茶代
謝金		0	
消耗品費		33,000	景品・賞品・参加賞代
印刷費		11,000	パンフレット等
通信費		600	郵送用切手代
保険料		10,000	イベント保険
雑支出		1,000	振込手数料
合計		60,000	-

補助金交付申請時の予算額を記載してください。
スポーツ推進課が印字して配布した様式のまま申請された場合は、『2. 感染症予防対策事業』の『予防対策消耗品費』の『120,000円』のみ記載してください。

『感染症予防対策事業』にて、衛生用品を**購入された**場合は、こちらの記載をお願いします。合わせて、『**購入衛生用品一覧**』の作成と**購入した衛生用品のレシートのコピーを、台紙に貼り付けて提出**してください。

2 感染症予防対策事業

1) 補助対象経費一覧

科目	予算額	決算額	摘要
予防対策消耗品費	120,000	88,000	感染症予防対策消耗品購入費

「3 補助対象経費合計額」の欄はファイルでは自動計算となっています。

補助対象経費合計額

予算額	決算額
120,000	148,000

①+②=

様式4-3号

令和5年度 スポーツの日関連事業等 収支報告書

1. 収入の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	摘要
市補助金	120,000	120,000	スポーツクラブZ21補助金
自治会等地區協力金		20,000	4自治会より
団体助成金		10,000	青愛協・PTAより
広告収入		30,000	パンフレット掲載
寄付金		0	
参加費		0	
雑収入			
本会計より繰入れ			
合計	120,000	180,000	-

2. 支出の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	摘要
会議費		4,400	会議用お茶代
謝金		0	
消耗品費		43,500	景品・賞品・参加賞代
印刷費		11,000	パンフレット等
通信費		600	郵送用切手代
保険料		10,000	イベント保険
備品費		0	
食糧費		12,000	スタッフ用昼食代
雑支出		1,000	振込手数料
予防対策消耗品費	120,000	88,000	消毒用アルコール・石鹸・体温計等
本会計へ繰入れ		9,500	
合計	120,000	180,000	-

『市補助金』の予算額は『120,000円』と記載してください。

「合計」の欄はファイルでは自動計算となっています。

補助金交付申請時の予算額を記載してください。
 スポーツ推進課が印字して配布した様式のまま申請された場合は、『2. 支出の部』の『予防対策消耗品費』の『120,000円』のみ記載してください。

「合計」の欄はファイルでは自動計算となっています。

『スポーツの日関連事業』を**実施した場合**は、こちらの各項目の記載をお願いします。

『感染症予防対策事業』にて、衛生用品を**購入された場合**は、こちらの記載をお願いします。併せて、『**購入衛生用品一覧**』の作成と**購入した衛生用品のレシートのコピーを、台紙に貼り付けて提出**してください。

5 補助事業等実績報告書（購入用品一覧） の記入方法について 【その4】

令和5年度 感染症予防対策事業 購入衛生用品一覧

番号	購入日	購入場所	主な購入用品	枚目 購入金額（円）
(例)	4月 1日	〇〇ストア	手洗い石鹸	1,200
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
合計				

『購入衛生用品一覧』の枚数と、『貼り付け台紙』の枚数が異なっても問題ありません。

（例）に従ってご記入ください。「合計」の欄は、ファイルでは自動計算です。

令和5年度 感染症予防対策事業 貼り付け台紙

枚目

レシートのコピーを重ねないように貼り付けてください

レシートのコピーを重ねないように貼り付けてください

『購入衛生用品一覧』の枚数と、『貼り付け台紙』の枚数が異なっても問題ありません。

コピーしたレシートを、1枚1枚が重ならないように貼り付けてください。

5 補助金等交付請求書（様式6号）の記入方法について 【その7】

様式6号

記入見本

(規則第17条関係)

令和5年度 補助金等交付請求書

西宮市長 様

請求者
所在地 **西宮市河原町1番16号**
団体名称 **スポーツクラブ21000**
職名・代表者名 **会長 西宮 太郎** (印)

令和5年6月1日付西ス推指令第24-△号により交付決定を受けたスポーツの日関連事業及び感染症予防対策事業について、補助金等の取扱いに関する規則第17条の規定により、次のとおり請求します。

スポーツクラブ21補助金（事業補助）

120,000 円
0 円

4 今回交付請求額 金 **0** 円

5 添付書類 ①補助金等交付決定通知書、または補助金等確定通知書のいずれかの写し
②その他市長が必要と認める書類

6 口座情報

振込先指定	指定銀行	(フリガナ) スポーツクラブ21000
	三井住友 銀行	口座名義人 スポーツクラブ21000
		カイケイ ロクタンジ ハナコ
	西宮 支店	会計 六瀬寺 花子
	口座番号	普通 - 00000000

7 委任について（口座名義人が「会長」または「クラブ名のみ」ではない場合のみ必要）

委任状

私（請求者）は、上記口座名義人に西宮市からの補助金の領収を委任します。

(委任者・請求者)	上記請求者のとおり	
(受任者)	住所	西宮市河原町1番16号
※口座名義人です	団体名	スポーツクラブ21000
	職名・氏名	会計 六瀬寺 花子

印
以上

誤りがないかご確認のうえ、スポーツクラブ21の会長印（理事長印）を押印ください。

補助金の振込先となる口座についてご記入ください。
※口座名義人や口座番号について誤字・脱字がないようご注意ください。

補助事業等実績報告書の「3 補助対象経費合計額」と同額をご記入ください。
※上限は12万円です。

口座名義人が「会長」または「クラブ名のみ」ではない場合のみご記入ください。
(受任者)には口座名義人をご記入ください。

口座名義人の個人印を押印してください。(認印可)

6 よくあるお問い合わせと回答 【その1】

Q 1 : 『感染症予防対策事業』の「衛生用品（感染症予防対策消耗品）」とはどのようなものですか？

A 1 : コロナの拡大予防のために購入する、1点当たりの単価が税込み価格5万円未満の衛生用品等が該当します。具体的には、消毒用アルコール・手洗い用石鹸・マスク・体温計等です。衛生用品に該当するか否かは、スポーツ推進課にお問い合わせください。

Q 2 : 事業のために支出した費用が記載された領収書等を、提出する必要はありますか？

A 2 : 事業ごとに異なります。

『感染症予防対策事業』で購入した「購入用品（感染症予防対策消耗品）」は、購入した際のレシート（明細がわかるもの）のコピーを添付してください。明細がわからないものは不可です。対象となるレシートは令和5年4月1日以降に発行されている必要があります。また、詳細が分かるよう、「購入用品一覧」と、「購入用品貼り付け台紙」を作成してください。

『スポーツの日関連事業』で支出した明細は市へ提出する書類に添付する必要はございません。どちらの事業の支出でも、領収書やレシート等は捨てずに大事に保管してください。補助金を交付した事業は、事業終了後、5年間は領収書等の開示を求められる場合があります。

Q 3 : それぞれの事業について、経費の上限はありますか？

A 3 : 上限はありません。それぞれの事業の補助対象経費の合計金額に対して、最大で12万円まで交付します。（合計金額が12万円に満たない場合は、合計金額と同額を交付します）

Q 4 : 『スポーツの日関連事業』を実施した場合、報告書（様式4号）はどのように作成したらよいですか？

A 4 : 『スポーツの日関連事業』を実施した場合は、様式4-2号、4-3号に事業の詳細（事業名・開催日・事業の決算等）を記入のうえ、報告書を提出してください。詳しくは、記入見本（7～13ページ）をご覧ください。

Q 5 : 『スポーツの日関連事業』を実施した場合に報告する内容は、昨年度と異なる点はありますか？

A 5 : ありません。昨年度に作成いただいた報告書と同様に、科目ごとに収支を記載ください。

6 よくあるお問い合わせと回答 【その2】

Q 6 : それぞれの事業は、いつまでに実施しなければならないですか？

A 6 : 補助事業等実績報告書は、提出の締め切りを12月25日（月）としていますが、各地区の事情に応じて締め切りは延ばすことができます。
詳しくは、スポーツ推進課までお尋ねください。

西宮市 スポーツ推進課 担当：西村
〒662-8567
西宮市六湛寺町10番3号 市役所8階
TEL：0798-35-3567
FAX：0798-35-4045
E-Mail：k_shatai@nishi.or.jp